

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替え保管施設に係る指導指針

第1章 総則

1 目的

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替え保管施設に関して、環境保全・安全対策の適正な水準を確保するため、施設の構造、維持管理等について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この指針における用語の定義は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物等 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物のことをいう。
- (2) 積替え保管施設 積み降し、手選別、保管、積み出しに係る施設のことをいう。
- (3) 積替え保管場 積替え保管施設を設置した敷地全体をいう。

3 適用範囲

この指針は、産業廃棄物等の積替え保管場に適用する。

4 その他

- (1) 積替え保管施設を設置する場所については、都市計画法、農地法、建築基準法その他の関係法令に違反しないこと。
- (2) 廃油などの保管にあつては消防法その他の関係法令との整合にも留意すること。
- (3) 本指針に規定するもの以外の構造等を採用する場合において、同等以上の措置と判断される場合はこの限りでないこと。

第2章 積替え保管施設に係る構造等の基準

1 囲い等

- (1) 積替え保管場の周囲には、みだりに人が立ち入らないように囲いを設けること。
- (2) 囲いは、積替え保管場の全周囲に設けること。
- (3) 囲いの構造は、地盤面から原則として1.8 m以上の高さとし、風雨に容易に破損しない構造とすること。
- (4) 積替え保管場の出入口には、施錠ができる門扉を設けること。

2 表示

入口の見やすい箇所に積替え保管場であることの表示をすること。（別記様式1参照）

3 積替え保管施設

- (1) 床は、原則としてコンクリート構造等の不透水性材料で築造又は被覆すること。
- (2) 次に掲げる以外の産業廃棄物等の積替え保管は建物内とすること。
 - ア ガラスくず等（ただし、廃石膏ボード及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
 - イ がれき類（ただし、石綿含有産業廃棄物を除く。）
- (3) 建物の構造は、雨水の浸入しない構造とすること。なお、悪臭を発生するおそれ及び揮発性のある産業廃棄物等を保管する場合には、原則として密閉構造とし、脱臭、除害などに係る必要な付帯設備を設けること。
- (4) 2種類以上の産業廃棄物等を保管する場合は、種類毎に仕切を設け、保管の場所を明確に区分すること。
- (5) 産業廃棄物等の種類又は処理の実態に応じた品目ごとに、保管できるような仕切り壁等を3方向以上に設けること。ただし、液状の産業廃棄物等を除く。
- (6) 仕切り壁等は、コンクリート構造等とし、構造上安全であること。
- (7) 保管する産業廃棄物等から汚水が発生する場合は、汚水が積替え保管施設の外部に漏れない構造とすること。
- (8) 液状の産業廃棄物等（汚泥、廃油を含む。）の施設は、次によること。
 - ア 原則として、搬入された容器のまま保管できる構造であること。なお、ドラム缶は原則として3段以上積み重ねないこと。
 - イ 貯槽により保管する場合で、混合する場合には原則として同一の排出事業者から生じる同一の性状の廃棄物に限るものとする。ただし、排出事業者から事前に了承を得ている場合で、混合による性状変化の有無、安全性などが十分把握されている場合にあつてはこの限りでない。
 - ウ 腐食性の高いものにあつては、適切な材質の選定等必要な措置が講じられていること。
 - エ 保管施設は、流出漏れが点検できる構造とし、流出を防止するための溜めます若しくは防液堤など必要な措置が講じられていること。
 - オ 床及び防液堤の内面は、保管する産業廃棄物等に侵されず、かつ浸透しない材料で築造又は被覆すること。
 - カ 廃油を保管する施設には、高温にさらされないために必要な措置及び場外への廃油の流出を防止するために必要な油水分離装置などを設けること。
- (9) 感染性産業廃棄物の施設は、次によること。
 - ア 保管に適した保冷、冷蔵施設を設け、温度管理ができる設備を設けること。
 - イ 消毒設備を設けること。
 - ウ 他の産業廃棄物等と区画できる構造とすること。
- (10) 廃石綿等に関しては、廃石綿等の積替え保管に係る指導指針によること。
- (11) 上記の各事項のほか、保管する産業廃棄物等や保管場所の実情に応じて市長が必要と認めた設備を有すること。

4 環境保全対策

- (1) 大気汚染を防止するため、大気汚染防止法に定める基準に適合する設備を設けること。
- (2) 粉じんの飛散を防止するため、散水設備、防塵カバーなど必要な措置が講じられていること。

- (3) 処理場から排水を放流する場合には、その水質を生活環境上の支障が生じないものとするため、必要な排水処理設備を設けること。
- (4) 騒音の発生を防止するため、低騒音型の重機を使用するほか、必要に応じて遮音壁など措置が講じられていること。
- (5) 振動の発生を防止するため、低振動型の機器を使用するほか、必要に応じて防振対策が講じられていること。
- (6) 悪臭を防止するため、脱臭装置、脱臭剤散布装置等の設備を設けること。
- (7) 処理場内の緑化を積極的に行うこと。

5 雨水等の流出入防止措置

- (1) 積替え保管場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、開渠その他の設備を設けること。
- (2) 積替え保管場の場内に降った雨水で、保管による産業廃棄物等に接したもの及び搬入車両の通行区域からの雨水等は、水質汚濁を引き起こすおそれがあることから、汚水として取り扱い、沈殿槽、油水分離槽を設置するなどにより適正に処理すること。
- (3) 雨水、汚水、生活排水等を放流するにあたっては、適正に処理した後、原則として河川等の公共用水域又は公共下水道等へ接続できること。なお、汚水は直接地下浸透しないこと。

6 洗車設備等

- (1) 積替え保管場内には、必要に応じ、車両に付着した泥等を落とすことができる設備を設けること。
- (2) 保安装置として、必要に応じ、火災報知器、避雷針、安全柵等を設置すること。

7 消火設備

積替え保管場内には、保管する産業廃棄物等の種類に応じ、適切な消火設備を設けること。

8 その他

施設の維持管理を行う上で必要な付帯設備として、必要に応じて安全標識、個人保護具等を設置すること。

第3章 積替え保管施設に係る維持管理上の基準

1 囲い等

- (1) 積替え保管場の周囲に設けた囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- (2) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 表示

- (1) 表示は、常に見やすい状態にしておくこと。
- (2) 表示事項に変更が生じた場合は、直ちに書き換えること。

3 搬入時間

搬入時間は原則として午前8時から午後5時までとすること。

4 適正な産業廃棄物等の搬入

- (1) 排出事業者及び収集運搬業者との連絡体制を確立すること。
- (2) 収集運搬車両に産業廃棄物等を積み込む前に、その種類及び性状が許可内容に適合するかを確認すること。
- (3) マニフェスト等により種類及び数量を確認すること。
- (4) 産業廃棄物等の中に許可内容に適合しない物が混入している場合には受託しないこと。

5 積替え保管施設の管理

- (1) 施設を定期的に点検し、保管する産業廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発生しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう、薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。
- (3) 産業廃棄物等の保管は、仕切り壁等の高さ以上に保管しないこと。
- (4) 保管する産業廃棄物等から汚水の発生がある場合は、適正に処理すること。
- (5) 感染性産業廃棄物を保管する場合は、保管に適した温度管理を行い、保管期間は性状が変化し、腐敗しない期間とすること。

また、消毒設備は定期的に点検を行い、常に使用できる状態にしておくこと。

6 雨水等の流出入防止

積替え保管場内外へ雨水等が流出入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、すみやかに除去すること。

7 騒音、振動及び粉じん防止

- (1) 騒音、振動及び粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないよう、必要な措置を講じること。
- (2) 定期的に騒音、振動に係る環境モニタリングを実施すること。

8 洗車設備

定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、すみやかに除去すること。

9 防火対策

- (1) 火災のおそれがある場合は火気を使用しないこと。

(2) 消火設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

10 管理体制

(1) 施設の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取り扱いマニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底すること。また、適宜、労働安全教育等を行うこと。

(2) 施設に関する図面などは、施設を廃止するまで保存すること。

11 事故時の対応

事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置を講ずるとともに、関係機関に連絡すること。

12 施設の定期検査及び維持管理等に関する記録の保存

(1) 施設の定期検査を別記様式2に基づき年1回以上実施すること。

(2) 施設の検査記録を3年間保存すること。

附 則

1 この指導指針は、平成19年4月1日から施行する。

2 この指導指針の施行前に設置された施設にあつては、この指導指針は適用しないものとする。

附 則

1 この指導指針は、平成27年5月1日から施行する。

【別記様式1】

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の積替え保管場	
氏名又は名称・代表者	
本社住所	
事業の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。） [又は、特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）]
許可番号	
許可年月日	
許可の期限	
施設の設置場所	
取り扱う産業廃棄物の種類 及び最大保管量	
管理者名及び連絡先	
注 意	
○産業廃棄物の保管場所につき関係者以外立ち入り禁止	
○許可なくして産業廃棄物の持ち出し禁止	

120cm 以上

注) 文字は黒色，下地は白色であること。また，読みやすく鮮明であること。

【別記様式2】

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）積替え保管施設に係る定期検査記録簿

検査日	
検査者	所属 氏名

積替え保管施設 の設置場所			
保管する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物)の種類			
項目	異常の 有無等	異常を認めた年月日 及びその内容	措置した年月日 及び内容
囲い等	有・無		
表示	有・無		
積替え保管施設	有・無		
雨水等の流出入防止 *側溝、沈殿槽の点検を含む。	有・無		
騒音、振動、粉じん防止	有・無		
防火対策	有・無		
管理体制	有・無		